

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物                      一〇二十三 （略）</p> <p>劇物                      一〇十一の四 （略）</p> <p>十一の五 一（六クロロ一三ピリジルメチル）一Nニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一（六クロロ一三ピリジルメチル）一Nニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十一の六〇十一の八 （略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (105) (略)</p> <p>(106) (E) 一ニ一（四ターシャリーブチルフェニル）一ニ一シアノ一（一・三・四トリメチルピラゾール一五一イル）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物                      一〇二十三 （略）</p> <p>劇物                      一〇十一の四 （略）</p> <p>十一の五 一（六クロロ一三ピリジルメチル）一Nニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一（六クロロ一三ピリジルメチル）一Nニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二%以下を含有するものを除く。</p> <p>十一の六〇十一の八 （略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (105) (略)</p>

ビニル・ニージメチルプロピオナート（別名シエノピラフ  
エン）及びこれを含む製剤

(107)|  
|  
(142)|

(略)

十二  
〜  
六十七

(略)

(106)|  
|  
(141)|

(略)

十二  
〜  
六十七

(略)